

沼津リハビリテーション病院 看護職員負担軽減 令和5年度振り返り

	項目	目標	具体的な計画・取り組み	振り返り
各部署との業務分担	医療連携相談室	入院時の受け入れ業務マニュアルを今年度中に完成させ、一元化することで入院対応業務の負担軽減を図る	入院時の受け入れ業務の見直しを行い、マニュアルを作成。実際にマニュアルに沿って業務実践していく中で変更調整が必要な箇所を修正し、他部署と協働しマニュアルを完成させる。	マニュアルは作成したが、各部署で業務分担が適切になされていない箇所がいくつかある。また、当日担当するスタッフへの認識不足も見受けられる。再度業務分担について調整し、マニュアルを再構築していく必要がある。
		他医療機関への受診や転院相談時の連携業務の負担軽減を図る	緊急時以外の他医療機関との連携業務においては引き続き相談室が担っていく。相談室の人員不足に伴い、看護師への負担が増えることのないよう適宜連携を図っていく。また緊急時の連携業務を看護師がスムーズに行うことができるよう、他医療機関や介護タクシー等の情報提供を随時行っていく。	緊急時の病棟が担う連携業務についてはマニュアルを作成し、遂行されている。スタッフによっては認識不足があるため、引き続き相談室不在時でも職員の負担が増えることのないように実践していきたい。
	栄養調理課	看護師が繁忙時の患者ケアに集中できる	現在食後の下膳に関して、箸、スプーン等の向きや、病棟の物との分別に配慮しながら看護職員が行っている。下膳分別にしている目的の確認と、その方法の見直しを図り、分別することなく下膳できるようにしていく。	分別することなく下膳でき調理課も問題なく作業できた。
	薬剤課	安全な点滴準備・ミキシングが実施できる	入院時の持参薬の受け入れについて、患者側より直接薬剤師が持参薬を受け取るような流れにして、看護師の業務の軽減につなげたい。	入院時に薬剤師が直接持参薬を受け取るシステムが構築でき、家族から直接情報を得られるようになった。
		薬剤の払出しの効率化	病棟クラークが薬剤の払出しで毎回往復している状況にある。払出しの効率化のために、定期往復が可能か検討していきたい。	9時と16時に定期往復を取り入れ払出しの効率化を図ることができた。
	事務課	看護師の記録の負担軽減	DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を図る。	医療DX(電子カルテ等)の導入を目的とした院内ネットワーク環境の実態調査を実施した。
	検査課	確実で安全な採血業務の実施	定期採血の検体容器準備を行えるよう検討していく。	取り組むまでに至らなかったが、検体採取ミスを防ぐよう検体容器一覧を作成し配布した。
	リハビリ課	リハスタッフと看護師との更なる情報共有を図り患者満足度の向上を目指す(患者満足度向上)	病棟スタッフと連携を取り、患者満足度が向上するような支援が行えるようにしつつ、看護師の負担軽減に向けた取り組みについて協働していく。	病棟ごとに現場レベルで情報共有や問題解決を図るための会議を行うなど、連携を意識して取り組んでいる。
		看護職員の腰痛軽減に→業務負担軽減を図る	腰痛についての現状を調査しつつ、予防対策方法を検討していきたい。	取り組むことは出来なかった。
		セラピストによる安全な吸引処置	完成した研修システムに従って、対象となるセラピストが安全に吸引できるようにする。継続して取り組むことで、吸引に関する看護業務負担軽減に繋げていく。	吸引が必要となるSTと訪問リハビリ担当者は、吸引に関する院外の研修を修了した看護師が作成した研修システムに従って講義を受けることができた。

	目標	具体的な計画・取り組み	振り返り	
病棟業務体制の調整	看護補助者との協働	看護補助者への業務分担ができ、指針が完成したため看護補助者3名に試用を開始。現在基準・手順書の見直しが完成したが、病棟内での業務分担が行えていないため今後取り組んでいく。	看護補助者3名への業務分担ができ、マニュアル化し整理することができた。	
	点滴準備に関する業務改善	看護業務に専念する体制ができたが、排泄業務が雑多であるため業務の見直しを引き続き行っている。	排泄業務の見直しを図り、排泄介助回数を減少することができ、患者への負担を減らすことができた。	
	看護職員の夜勤負担の軽減	点滴、経管栄養など看護師の業務が非常に増大している。深夜看護師1人が追う業務が煩雑で負担が大きい状態であるため、看護業務に専念できるようにする。	経管栄養2回法を取り入れたことにより、深夜看護師への業務が増えたため、引き続き検討していく。	
	入院受入れ時の雑務調整	入院業務の効率化を図る	入院業務の整理の見直しやインテークの簡素化を図れるようになったが、特定の看護師しか行えていない現状にあるため、全てのスタッフが行えるように更なる簡素化を目指す。	入院業務の整理は行えたが、インテークの簡素化が不十分であるため次年度に繰り越す。
	夜勤前業務の廃止	夜勤前勤務による時間外労働の削減	依然として薬出しや、夜勤前準備があり夜勤前業務が解消されたわけではない。そのため夜勤業務も含め更に検討していく。	夜勤前業務が減少したが引き続き検討していく。
妊婦・育児・介護中の看護職員に対する配慮	夜勤の免除制度	該当看護職員に対し、個々の状況、要望に応じて勤務時間を調整し、働きやすい環境を整備する	当該職員の申し出により夜勤を免除している。	
	所定外労働の免除		当該職員の申し出のより所定外労働を免除している。	
	時間外労働の制限		当該職員の申し出のより所定外労働の制限を行っている。	
	半日・時間単位休暇制度		夜勤においては、原則2交替制としている。個々のライフワークにより、3交替を実施している看護職員においては、勤務間インターバルの確保に向け、半日公休の取得の実現を目指している。	
	所定労働時間の短縮		当該職員の申し出のより所定労働の短縮措置を講じている。	
	子の看護休暇		当該職員の申し出により、対象家族1人につき年間最大5日(2人以上最大10日)、30分単位での取得も可能にしている。	
	他部署等への配置転換		当該職員の要望や勤務可能時間に配慮した配置を行っている。	
	復職後の職務		スムーズな職場復帰ができるよう、原則として休業前の部署、及び職務に戻れるよう体制を整備している。	